

令和5年(ワ)第413号 慰謝料等請求事件

原告 奥村昇次

被告 友松孝雄

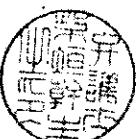
原告準備書面(5)

令和5年10月12日

名古屋地方裁判所民事第8部合議B6係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 柴垣幹生



本書面では、被告の令和5年7月26日付準備書面(被告2)の一部に対し、原告の認否を述べる。

第1 準備書面(被告2)第2の2(3)に対する認否

- 1 被告ないし自由クラブとして「原告を除名する。」との決議をしたとの点は、否認する。その場に居合わせた梶田議員によれば、「意見を求められたり、賛否を問うなどということも一切なく、三役でそのように決めたことを一方的に告げられただけ」であったのであるから(甲10・4~5頁)，自由クラブとしての決議はない。
- 2 「除名処分」の事実を外部に公表したことではないとの点は、不知。もっとも、仮に公式に外部に公表されなかつたとしても、除名処分を受けたことにより少なくとも原告が自由クラブを脱退し無会派となった事実自体は令和5年1月16日付で春日井市のホームページに反映され(乙2)，広く春日井市民が知り

得る状況に置かれることとなった。また、自由クラブ脱退の理由が除名処分であったという点についても、他の自由クラブ会員や市議会議員、市当局の職員など事情を知る者を通じて広く春日井市民に伝播することは容易に想定され、原告が自由クラブからの除名処分を受けたという事実が広く春日井市民の知り得る状況に置かれた。加えて、令和5年1月17日の中日新聞朝刊近郊版では「自由クラブでは四日付で奥村昇次さんが除名扱いとなり」と掲載され（甲12），同年2月2日の中日新聞朝刊でも「奥村氏は一月四日付で除名処分となった」旨報道されており、原告の除名処分は広く春日井市民の知るところとなつた。

3 原告本人にも通知をしたことはないとの点は、認める。もっとも、原告自身は自由クラブ所属の他の議員より除名処分となつた事実を知るに至つた。

4 1月4日に市議会事務局に対し構成メンバーの変更届（乙16）を提出したとの点は、否認する。原告準備書面（4）第1の7で経緯を詳述したとおり（同書面5～6頁）、「会派届出事項異動届」を提出したのは、令和5年1月4日ではなく同年1月13日であった。

以上

令和5年(ワ)第413号 慶謝料等請求事件

原告 奥村昇次

被告 友松孝雄

準備書面(被告5)

名古屋地方裁判所 民事第8部 合議B6係 御中

令和5年10月30日

被告訴訟代理人 弁護士 野浪正

同 弁護士 梶田

記



【この準備書面の趣旨】

原告準備書面(5)(5.10.12付)による主張に対して反論をする。

1、全体として

これまでの被告の主張に反する部分は否認ないし争う。
主な点について反論する。

2、第1、1記載部分

(1)、争う。

(2)、1月4日の全員会において事実経過の説明と質疑を経て、原告の除名処分を諮ったところ、全会一致で賛成可決された(乙22加納議員の備忘録3枚目下から6行目以下。)。その場に梶田正直議員もいたが反対意見などは述べなかつた。

なお、原告の言う「梶田議員」とは梶田正直議員のことと思われるが、自由クラブには梶田高由議員もあり(乙3、乙4)混乱させる主張である。

3、第1、2記載部分

(1)、争う。

(2)、原告の主張は、詭弁ともいいうべきで失当である。理由は以下の通り。

①、そもそも除名処分は被告のしたことではなく、「除名処分」を原因とする被告に対する損害賠償請求は主張自体失当である。

②、「除名処分」が、原告がいう「名誉棄損行為」(訴状5枚目上から13行目。以下同じ。)に該当するとは社会通念上考えられない。

③、そして、「原告を除名処分にした事実」は原告本人を含めどこにも開示されておらず、「名誉棄損行為」と言われるべき行為が存在しない。

(3)、これに対して原告は《違法な除名処分により、春日井市議会議員、自由クラブ会員、一政治家としての社会的評価、社会的名誉、尊厳、が著しく侵害された。(原告準備書面(2)の4枚目末尾以下)》旨述べる。

しかし、その主張自体合理性がない。その理由は以下の通りである。

- ①、すなわち、もし手続違背として除名処分の効力を争うのであれば、原告は今なお自由クラブの団員であると主張するべきであるにもかかわらず、原告は自ら、令和5年1月16日付で1月4日に無会派となつた旨の届け出を提出しており（乙18）、これは矛盾行為である。
- ②、また、《除名処分が手続き上違法であるからこれを争う》というのであれば、その相手は自由クラブとなるはずであり、被告を相手とするのは見当違いである。
- ③、原告は「除名処分」にされた事実自体は明らかに争っておらず、これは除名処分となつたこと自体は受容していると認められる。会派所属は各市議会議員がその政治信条によって自由に決するものであり、原告は自由クラブを除名されたのであれば、自己の政治信条に合致する別の会派に所属するか自ら会派の主催者になればよいのである。
- それが市民の負託に応えることになる。
- ④、原告としては無会派となつたことを自認する以上、除名処分の有効性（手続の違法性を争うことは有効性を争うに等しい。）を争うことは無意味であり、それを原因として給付請求をすべき利益がなく、法的保護の対象外である。しかも、本来的に除名処分の権限のない被告を相手に《手続違背による除名処分》を理由として損害賠償請求をするのは完全に失当である。
- (4)、それにもかかわらず原告は、「原告を除名処分にしたことが名誉侵害行為である（原告準備書面(2)の3枚目上から9、12行目）」旨主張する。
- これに対し被告は、除名処分自体が名誉侵害行為を構成することはありえないとの前提のもとに、「自由クラブとして原告を除名処分としたことは事実であるが、自由クラブないし被告は、「除名処分事実」は、原告本人を含めどこにも公表・通知していないから、名誉侵害行為が存在する余地はない。」と反論しているのである。
- (5)、上記の通り、原告の「除名処分」を原因とする本訴請求が根本的に法的保護に値しないものであることはあきらかであり、それが原告の言う「名誉棄損行為」（訴状5枚目中段）に該当しないことも明白と言える。
- (6)、被告の「外部にはもちろんのこと、原告本人にも「除名処分」事実は公表していない。」との主張に対し、原告は、頭書準備書面において、「無会派となつたことが春日井市のホームページに反映された」とか、「除名処分についても事情を知る者を通じて広く春日井市民に伝播することは容易に想定された」とか、「新聞に掲載された」、というが詭弁としか言いようがない。

以上